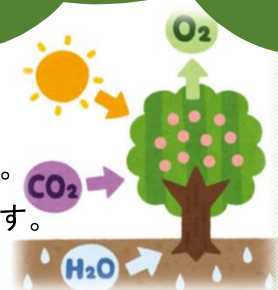




伐ったら 植えよう！

Q1 どうして 植えなければいけないの？

伐ったまま放置すると、大雨などにより、土砂が流出する恐れがあります。
森林の持つ大切な働きが早く回復するよう、伐ったら植える必要があります。
植えると二酸化炭素が吸収され、地球温暖化防止にもつながります。



Q2 誰が植えるの？

自分で作業できなければ専門の人にお願いしましょう。
近年、植えた苗木をシカやカモシカ等に食べられる被害が
発生しています。
植える時には、これらの被害を防ぐ防護柵の設置が必要です。

Q3 助成制度はあるの？

植栽、防護柵設置、下刈りの作業には、補助制度が活用できます。
国・県の補助に加えて、藤枝市からは植栽を奨励する追加の補助
があります。（詳しくは裏面へ）



お気軽にお問い合わせ
合わせください

Q4 どこに 相談すればいいの？

- | | | |
|-------------|--------------|------------------|
| ・ 作 業 の 依 頼 | 森林組合おおいがわ | TEL:0547-30-2111 |
| | 有限会社 ヤナザイ | TEL:0547-46-1125 |
| | 有限会社 落合製材所 | TEL:0547-46-2518 |
| ・ 補助制度の確認 | 静岡県志太榛原農林事務所 | TEL:054-644-9243 |
| | 藤枝市農林基盤整備課 | TEL:054-643-3350 |



植えるときの助成制度の概要

森林環境保全直接支援事業(国＋県)

標準単価に係数をかけて事業費を算出して、その事業費に補助率を掛けた金額が補助されます。

森林経営計画を策定すると補助率がUPします。

作業をお願いする場合は、計画策定が条件となっている場合があります。

- ・ 植栽：補助額＝事業費×補助率50%
- ・ 獣害防止柵：補助額＝事業費×補助率40%
- ・ 下刈り：補助額＝事業費×補助率40%

さらに…

従来の国県補助金だけでは、森林所有者の方々や林業経営体の負担が大きく、
再生林の障害になっていたことから、藤枝市が奨励金を交付します！

■ 藤枝市奨励金

- ・ 植栽には、国県補助金×1/2
- ・ 獣害防止柵には、国県補助金×1/2
- ・ 下刈りには、国県補助金×1/2

国県補助と
合わせると
60～75%
補助！

経営計画有 2,000本/ha植栽 獣害防止柵400mの場合の計算例(R6版) (千円/ha)

作業種	事業費 A	国県補助金 B	市奨励金 C	所有者負担 A-B-C	補助率% (B+C) /A
植 栽	2,385	1,193	596	596	75
獣害防止柵	2,152	861	430	861	60
下 刈 り	460	184	92	184	60

※事業費や補助金額は現場条件等により実際の額と異なる場合があります。